

鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則の運用内規

1. 選択科目を履修しようとする者は、定められた日までに受講届を学生課教務係へ提出しなければならない。
2. 鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則（以下「規則」という。）  
第5条第3項に規定する定期試験を行わないことがある科目は、次表のとおりとする。

学 年	機械・電子システム工学専攻	電気情報システム工学専攻	土木工学専攻
第1学年	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究ⅠⅠ 機械設計演習 特別実習 技術と社会のかかわり	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究Ⅰ 特別実習 技術と社会のかかわり	環境創造工学プロジェクト 環境創造工学特別講義 特別研究Ⅰ 特別実習 建設工学特別演習Ⅰ 技術と社会のかかわり
第2学年	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅱ 都市計画演習 建設工学特別演習Ⅱ

3. 規則第5条第4項に規定する追試験を受けようとする者は、定期試験終了日の翌日までに別紙様式の追試験願を学生課教務係へ提出し、校長の許可を受けなければならない。
4. 追試験の点数は得点の8割とする。追試験を受けることが許可されなかった者の当該試験の点数は0点とする。ただし、以下の場合については、得点の10割とする。
  - (1) 公欠
  - (2) その他専攻科委員会で認めたもの
5. 追試験を受けることができない特別な事情がある者については、校長の許可を受け、当該学期内の範囲において追試験を受けることができる。
6. 規則第6条第4項に規定する100点法で評価しない科目は、次表のとおりとする。

学 年	機械・電子システム工学専攻	電気情報システム工学専攻	土木工学専攻
第1学年	特別実習	特別実習	特別実習

7. 校長の承認を得た次の各号のいずれかによる欠課は、公欠とする。
  - (1) 鹿児島工業高等専門学校学則第24条の規定による欠課
  - (2) 授業中の負傷による治療のための欠課

- (3) 交通機関の事故による欠課
  - (4) 教育課程、就職等に関する試験を受験するための欠課
  - (5) 文化活動、体育活動として学校又は公共団体を代表して参加するための欠課
  - (6) 学会及び共同研究等の研究活動に参加するための欠課
    - ①学会で研究発表をし、又は連名者が研究発表をする学会に参加するための欠課
    - ②共同研究等に参加するための欠課
  - (7) 専攻科委員会の審議を経て専攻科長が公欠と認めたもの
8. 前項による欠課は、別紙様式の公欠（欠課）届を学生課教務係へ提出しなければならない。
9. 規則第6条第1項に規定する出席時数の計算においては、忌引及び公欠による欠課は出席とみなさない。
10. 規則第6条第1項に規定する出席時数が所定の授業時数の3分の2以上の科目の定義は、次のとおりとする。
- (1) 当該科目の実際の授業時数が規則第2条で定められた1単位当たりの時間数（以下「1単位当たり時間数」という。）より少ない場合には、実際の授業時数にかかわらず、欠課時数が1単位当たり時間数の3分の1を超えない科目
  - (2) 当該科目の実際の授業時数が、1単位当たり時間数より多い場合には、欠課時数が実際の授業時数の3分の1を超えない科目
11. 再試験は前の学期における評語Dの科目について行う。
12. 規則第7条に規定する再試験を受けようとする者は、前年度後学期の授業科目については、当該年度前学期の定められた期間、当該年度前学期の授業科目については、当該年度後学期の定められた期間に別紙様式の再試験願を提出し、科目担当教員の指示を受けるものとする。
13. 同一科目の再試験願の提出は1回限りとし、再試験の結果が評語Dの場合には、再履修できるものとする。
14. 再試験は、再試験願を提出した学期内に少なくとも1回は行うものとする。
15. 再試験の可否の結果は、定められた日までに科目担当教員から学生課教務係に通知する。

別紙様式（追試試験）

附 則

この内規は、平成 15 年 6 月 3 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 21 年 5 月 22 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 22 年 2 月 19 日から施行し、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 27 年 10 月 23 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

# 追試験願

提出先  
教務係

校長	教務主事 専攻科長	学生課長	教務係長	教務係

担任印又は 専攻長印

令和 年 月 日

鹿児島工業高等専門学校長 殿

学科・専攻名  
学 年  
氏 名

工学科・専攻  
年

下記事由により追試験を受けたいので申請します。

## 1. 追試験を受ける事由

--

## 2. 追試験受験科目

日 付	科目名	担当教員名	追試験日
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			
月 日 限			

提出期限 定期試験終了日の翌日

手続手順 ①必要事項を記入する。

②診断書の写等を準備する。

③担任印又は専攻長印をもらう。

④教務係へ提出する。

注意事項 ①やむを得ない事情で担当教員の印がもらえない場合は、教務主事、学科長又は専攻科長の指示を受けること。